

# 経済産業省企業活動基本調査の概要

## (前回(平成21年)調査)

### 調査の目的

我が国企業の事業活動の多角化や国際化、研究開発等の実態を把握することにより、企業の経営戦略や産業構造の変化等の実態を明らかにし、経済産業施策の基礎資料等とすることを目的として平成4年に創設し、平成7年以降、毎年実施。

### 調査の概要

調査対象

次の業種に属する事業所を有する企業のうち、従業員50人以上かつ資本金・出資金3,000万円以上の会社: 約38,000社。

【対象業種】

鉱業, 採石業, 砂利採取業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業(一部)、情報通信業(一部)、卸売業, 小売業、金融業, 保険業(一部)、不動産業, 物品賃貸業(一部)、学術研究, 専門・技術サービス業(一部)、宿泊業, 飲食サービス業(一部)、生活関連サービス業, 娯楽業(一部)、教育, 学習支援業(一部)、サービス業(他に分類されないもの)(一部)

期日

毎年3月31日現在

調査事項

①企業の概要(企業の名称・所在地等)、②事業組織及び従業員数、③親会社、子会社・関連会社の状況、④資産・負債及び純資産並びに投資、⑤事業内容、⑥取引状況、⑦研究開発、⑧技術の所有及び取引状況、⑨情報化の状況、⑩企業経営の方向

公表

速報: 調査実施後10か月以内  
確報: 調査実施後1年4か月以内

流れ

経済産業省－民間事業者－報告者(企業)  
(郵送又はオンラインにより調査)

※下線部分は、今回変更する主な事項

### 結果の利用

- 経済・産業構造の改革、産業競争力の強化、企業活動の環境整備等の経済産業施策や中小企業施策の企画・立案のための基礎資料
- 企業を対象とする各種統計調査の母集団名簿情報として利用
- 大学、研究機関等における企業活動に係る実証分析や調査研究の基礎資料 等

# 平成22年経済産業省企業活動基本調査の主な改正内容

## 企業活動の実態を適切に把握するための調査事項の変更

### モノ以外のサービスに関する国際取引の状況

実態が十分把握されていないモノ以外のサービスに関する国際取引(海外からの受取金額、海外への支払金額等)に関する事項を追加

### 事業の外部委託の状況

国内外や企業内外での分業が変化してきていることから、その実態を把握するために、外部委託について、海外との取引額や関係会社との取引額を把握する事項を追加

### 能力開発費

企業の重要な活動となってきたりしている人的資産への投資である能力開発費を把握する事項を追加

### 剰余金の配当状況

企業の株主に対する姿勢や利益の再投資への考え方を捉える上で有益な情報である剰余金の配当状況を把握する事項を追加等

### 技術の所有及び取引状況

企業グループ全体で機能を分担するケースが多くなってきている技術取引について、取引金額及び支払金額の内訳として、関係会社との取引を把握する事項を追加

## 把握する必要性が乏しくなった調査事項の削除

- ・ 情報化の状況
- ・ 団塊世代の退職等に対する制度的な取組状況

## 結果の公表期日の早期化

利用者の利便の向上に資するため、速報の公表期日を調査実施後10か月以内から8か月以内に変更

